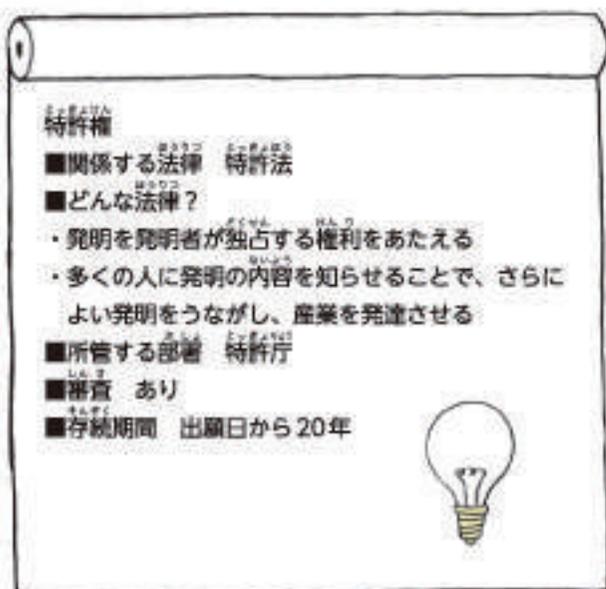


## 特許権



特許権は、発明のアイデアをほかの人にまねされないための権利。特許庁に出願して、審査がとおれば権利がもらえる。

出願から20年間は、発明者だけがアイデアを自由につかうことができるし、ほかの人に権利をつかせてあげることもできるんだ

あ、わたしから左のフォーマットに書かれた項目の説明をしておくね。所管する部署は、法律にかかわる役所。審査は、出願の内容が、権利をあたえるのにふさわしいかどうかたしかめること。存続期間は、権利を独占できる期間のことです

### アイデアを公開するわけ

いい発明のしくみをみんなが理解すれば、それをもとにさらにいい技術が生まれ、産業が発達する。ただし、せっかくの発明をただでおしえるのは不公平なので、20年間はごほうびとしてアイデアを自分だけのものにできる。



### ●発明である

特許法がさだめる発明とは……  
自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの  
(特許法第2条第1項より)

自然法則とは？  
万有引力の法則など宇宙で自然にはたらいっているしくみのこと。人間は、こういった自然科学を研究し利用することで生活に役立つ発明をしてきた。トランプのルールなど、人がつくったときめには特許権はあたえられない。



技術的思想とは？  
問題を解決するための技術で、知ってさえいけばだれもがつかえるもの。ひとりの人が練習のすえできるようになった神わざリフティングのテクニックに、特許権はあたえられない。



創作とは？  
それまででないあたらしいものや方法をつくりだすこと。

人類はいろいろなものを発明してきた



電話



スケボー、ジーンズ



かんづめ、カップラーメン、レトルト食品、ペットボトル

### ●産業に利用できる

産業は生活に必要なものごとをつくりだして売ること。  
特許法はよりよい生活のためにあるから、じっさいにつかわれない学問のためだけのアイデアはみとめられない。手術、治療、診断などの医療技術は、すべての人のためにつかわなければいけないので特許で独占することはできない。

### ●進歩性がある

その分野のことを知っている人ならだれでも思いつくようなアイデアはだめ。たとえば、キャスターつきのいすをもとに、キャスターつきのつくえをつくっても進歩性はみとめられない。



### ●あたらしい

だれも思いつかなかったアイデアにあたる権利なので、世界のだれもまだ発表していないものでないため。基本的に出版まえに発売したり、雑誌やインターネットなどで発表したりするとみとめられなくなる。

### ●いちばん先に出願した

おなじものに対してたまたま複数の発明者がいたときには、先に出願した発明者に特許があたえられる。おなじ日に出願したときには、話しあいでできる。



### ●人の害にならない

犯罪や人としてゆるされないことにつかう発明に特許はあたえられない。たとえば、二セ札製造機などはだめ。

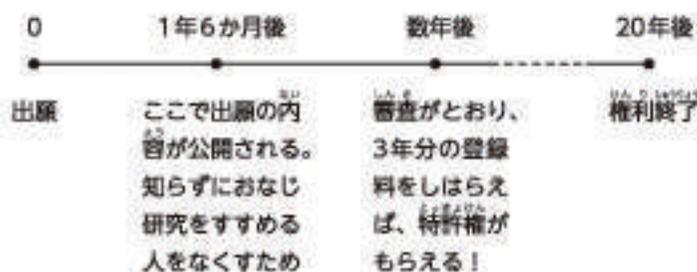


### ●説明がきちんとされている

だれが読んでもアイデアの内容がわかるように、出願の書類がていねいに、きちんと書かれている。



### 出願からのながれ



※くわしくは24、25ページを見よう

4年目からは1年ごとに登録料を払う。はらわないと、権利はなくなってしまふよ



## 実用新案権

### 実用新案権

■関係する法律 実用新案法

■どんな法律?

- ・特許権より高度でない技術をあつかう
- ・ものの形、構造、組みあわせをくふうしたアイデアを保護する

■所管する部署 特許庁

■審査 なし

■存続期間 出願日から10年

つぎは、実用新案権です。これは、特許権よりかんたんな技術にあてられる権利。出願すれば、審査なしで登録されるよ。そのかわり、独占できるのは10年とみじかいんだ。そのほかは、ほぼ特許権とおなじ。実用新案のアイデアは、発明ではなく考案といわれる



実用新案法がさだめる考案とは……  
自然法則を利用した技術的思想の創作  
(実用新案法第2条第1項より)

考案

発明



創作

高度な創作

\*9ページの発明の説明とくらべてみよう

### 特許権と実用新案権のちがい

	特許権	実用新案権
登録までの期間	数年 (審査がとらないこともある)	数か月 (かならず登録できる)
権利存続期間	20年	10年
権利の強さ	強い	弱い(審査していないので、じつは要件をみたしていないかもしれない)

実用新案権は、ライフサイクルがみじかくてすぐに生産されなくなる製品に適している。



# 特許権までの道

権利をえるのに審査が必要なのは特許権、意匠権、商標権。出願から3つの権利にたどりつくまでの道はほとんどおなじ。ここでは特許権がほしいAさん、Bさん、Cさんの、出願から権利をえるまでを見ていこう。

